

## 「違憲立法」採決へ

# 憲法を憲法でなくするのか

強まる国民の反対の中、安全保障関連法案をめぐる与野党の攻防は最終局面を迎えた。与党はあくまでも選内に成立させる構えだ。

歴代内閣が「憲法を改正しないければならない」と明言してきた憲法解釈を覆し、安倍内閣が集団的自衛権の行使を認め、閣議決定をしたのは昨年7月。以来、憲法学者や元内閣法制局長官らの専門家が、そのおかしさを繰り返し指摘してきた。

### 裏道をたどった政権

その決定打が、違憲立法審査権を持つ最高裁の長官を務めた山口繁氏の次の言葉だ。

「従来の憲法解釈が、9条の規範として骨肉と化している。集団的自衛権を行使したいのなら、9条を改正するのが筋であり、正攻法だ」

もはや最高裁の判断を待つまでもない。集団的自衛権にかかる立法は違憲だと考えるを得ない。

なぜ、集団的自衛権行使で生きるようだとしなれば、国民の生命や財産を守ることができないのか。この根本的な問いに、安倍首相は日本人が乗った米艦の防護や中東ホルムズ海峡の機雷掃海を持ち出したが、その説明は審議の過程で破綻した。

それでも政権は法成立へむか

た走った。これは、安倍内閣が憲法を尊重し擁護する義務を守らず、自民党や公明党などがそれを追認することを意味する。法廷国家の土台を揃わざと行

のない「裏道」である。真っ先に使ったのが、違憲立法を防ぐ政府内の闇門であり、集団的自衛権は行使できないとのない「裏道」である。

そのおかしさにあきれ、怒りの声が国会の外にも大きく広がったのは当然である。

安倍首相は「安全保障環境の変化」を理由に、日米同盟を強化して抑止力を高め、国民の安全を守るべく繰り返してきた。こ

うした安全保障論はなかなか入もいるだろう。

これは、首相が好んで「口にする「法の支配」からの逸脱である「法の支配」から離れていた。一方、自衛隊を出動させるという大きな国家権力の行使にあたりては、政府は極めて抑制的であるべきだ。どんなに安全保

障環境が変わったとしても、憲法と一体となって長年定着してきた解釈を、内閣が勝手に正反対の結論に変えていい理由に

は決してならない。

首相は「夏までに成就させること」との米議会での約束をひとかになったのは、たゞ国會議員の数のうえでは「一強」の政

一方で、法制局長官の交代に

始まるこの2年間を通じて明らかになったのは、たゞ国議員の数のうえでは「一強」の政

権でも、憲法の縛りを解こうとするには膨大なエネルギーを要するところなのだ。

憲法は、それだけ重い。

憲法学者や弁護士の有志が、法施行後に違憲訴訟を起こす準備をしている。裁判を通じて違憲性を訴え続け、「もう終わつた」といふことはさせないのが目的だ。

### 立憲主義を問い合わせ直す

憲法をないがしろにする安倍政権の姿勢により、権力を憲法で継承する立憲主義の意義が国民に広まつたのは、首相にとっては皮肉なことではないか。

改めて問い合わせたい。憲法と法が成立しても、議論を終わらせるリスクを背負つた政策をとるところがあるべきなのかな。法が成立しても、議論を終わらせるべきなのかな」とはできない。